



発行 東京都

目次

87

規則（教）

○東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則……………一

訓令（教）

○東京都教育委員会事案決定規程の一部改正……………一

○東京都教育庁等の標準的な職を定める規程の一部改正……………一

規則（教）

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び教育監」を「、教育監及び技監」に改める。

第四条中第十二項を第十三項とし、第三項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 技監は、技術につき教育長を補佐する。

附則

この規則は、令和二年九月十六日から施行する。

訓令（教）

●東京都教育委員会訓令第十五号

教育庁

東京都教育委員会事案決定規程（昭和四十七年東京都教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月十一日

東京都教育委員会

第七条第一項の表中「教育監」の下に「、技監」を加える。

第九条第一項の表中「又は教育監」を「、教育監又は技監」に改める。

第十条第一項の表中「教育監」の下に「又は技監」を加える。

附則

この訓令は、令和二年九月十六日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十六号

教育庁

教育事務所
教育出張所
事業所

東京都教育庁等の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都教育委員会訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月十一日

東京都教育委員会

第二条の表行政系の事務をつかさどる職の職務の項職制上の段階の欄中「及び教育監」を「、教育監及び技監」に改め、「理事」の下に「又は専門理事」を加える。

附則

この訓令は、令和二年九月十六日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

